

令和２年度 第２回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. **開催日時** 令和２年９月９日（水） 午後２時００分～午後３時３０分

2. **開催場所** 恵庭市民会館 ２階 視聴覚室

※新型コロナウイルス感染予防対策として、入室時の検温、マスク着用等を実施し、席の間隔を開けて開催しました。

3. **出席者**

【出席委員】 高橋委員、高島委員、齊藤委員、渡邊委員、村松委員

伊藤（靖）委員、関田委員、本間委員、竹ヶ原委員（計９名）

【欠席委員】 ２名

【傍聴者】 ０名

【報道関係】 ０名

【事務局】 保健福祉部長、保健福祉部次長、介護福祉課長、介護福祉課主幹

介護福祉課 保険担当主査、生きがい対策担当主査、

指導担当主査・スタッフ（２） （計９名）

4. **内 容**

（１）開会

（２）保健福祉部長挨拶、部会長挨拶

（３）内容

< 報 告 >

１．令和元年度 介護保険事業の実施状況（決算）について

２．令和２年度 介護保険事業の見込み（予算）について

３．事業者の新規指定及び指定更新について

４．小規模多機能型居宅介護事業所の事業継続について

５．第８期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の概要について

(4) 詳細

<報 告>

1. 令和元年度 介護保険事業の実施状況（決算）について

主に、下記内容について報告を行った。

- 令和元年度の各日常生活圏域における高齢者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数、未利用者数について
- 令和元年度の介護保険サービス給付費（計画値と実績値の比較）について
- 第7期事業計画期間中の保険給付費の状況について
- 令和元年度介護保険サービス給付費、地域支援事業費の予算決算概要について

2. 令和2年度 介護保険事業の見込み（予算）について

主に、下記内容について報告を行った。

- 令和2年度介護保険サービス給付費、地域支援事業費の予算概要について
(令和元年度と令和2年度の予算比較)

3. 事業者の新規指定及び指定更新について

介護保険法により、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業に関する指定権限は市町村とされています。

このことにより、新規指定1件（居宅介護支援事業者）、指定更新4件（居宅介護支援事業者2件、地域密着型通所介護事業者2件）を実施したことを報告した。

4. 小規模多機能型居宅介護事業所の事業継続について

恵庭市内には、小規模多機能型居宅事業所が2ヵ所あり、そのうち1事業所より令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間で事業を休止する旨の届け出があったことから、休止後の廃止又は再開の意思についてヒアリングを実施した。

小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービスであり、市内高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅での生活を送れるようにするためのサービスであることを鑑みると、当該事業の休止や廃止は市民へ直接的に影響があり、次期恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における基盤整備等も検討すべき案件であることから、休止後の廃止又は再開の意思決定について、令和2年8月末を目途に確定するよう事業者と調整したところ。

上記内容について、令和元年度第4回の本部会にて報告した。

今回は、令和2年7月29日に事業者と打ち合わせした内容について報告。

- ・令和2年4月1日～令和3年3月31日の休止期間を経て、令和3年4月1日から再開したい。
- ・休止の理由であった「人材不足」については、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、徐々に紹介希望者が増えており、問題ないと考えている。

今後、事業者の人材確保の進捗を注視し、再開に向けて調整していくことを報告。

5. 第8期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の概要について

主に、以下について報告を行った。

●計画策定の趣旨

…人口や要介護者の推計等から導かれる介護サービス需要の見込みを踏まえ、2025年及び2040年を見据えた中長期的な計画を推進する必要がある。

●新基本指針の内容

…令和2年7月31日に開催された全国介護保険担当課長会議において、第8期事業計画の策定に係る「新基本指針」が示された。この基本指針に基づき、第8期事業計画への記載を充実させる項目、基本的事項、見直し方針案をもとに関係機関等と協議、調整を行いながら計画を策定する。

●介護サービス施設整備等アンケート調査の報告

…令和2年6月18日から7月8日までの間、市ホームページで市内外の介護保険サービス事業者を対象に、第8期介護保険事業計画で定める基盤整備のサービス見込み量等を推計することを目的として、介護サービス施設整備等アンケート調査を実施した。分析・考察については別添資料のとおり。

●計画策定のスケジュール

…別紙資料のとおり。

サービス見込量や保険料の仮設定、計画の素案など、都度本部会へ報告し、パブリックコメントを実施し策定していく。

【部会長】 只今、事務局より説明のあった、報告案件について、意見等はありませんか。

【委 員】 <報告1・2について>

新型コロナウイルスの影響により、介護保険サービスの利用控えの傾向があったかと思うが、計画への影響があるか。

また、利用控えの傾向について、時期的に困難と思うが、令和2年度の予算策定時には組み込めたか。組み込めていない場合、令和元年度の予算決算の概要からみても、さらに乖離が生じるのではと思料する。

【事務局】 委員の指摘のとおり、新型コロナウイルスが第1波として流行している時期は、居宅系サービス（訪問系サービスや通所系サービス）の利用頻度は少なくなっていました。施設系サービスについては、利用者はすでに入所・入居されているため利用状況に影響はなかったと考えております。

また、お見込みのとおり、予算への反映については、新型コロナウイルスが流行する前に予算を策定しており、来年度の専門部会において、予算決算の概要をご報告する際には、さらに予算と決算の差が開くものと考えております。

【委 員】＜報告１・２について＞

恵庭市の最新の人口をみると７０，１２３人と人口が増えている状況が伺える。高齢者の状況についてどのように分析しているか。

【事務局】恵庭市は道内でも人口が増えている数少ないまちであります。

人口の自然増減の考え方として、一般的には自然減の傾向があるが、当市の人口増の要因として、企業や学生その他、自衛隊職員の転入のような社会増が補っており、人口が伸びてきていると考えられます。

また、高齢化率は道内でも低い方で、認定率に関しては道内市で１番低いまちとなっている状況です。これは、元気な高齢者が多く、介護予防施策ともかみ合っているものと思料します。

しかし、恵庭市においても高齢化の波は確実に押し寄せており、今後も医療や介護の支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。国も提唱する「介護予防・重度化防止」に向けた施策の充実など、取り組むべき方策を明らかにし、第８期事業計画の策定に望みます。

【委 員】＜報告５について＞

介護サービス施設整備等アンケート調査はどれくらいの事業所を対象としているか。

ある町内からは病院からの退院後に介護保険施設に入所・入居したいが受け入れられないケースがあると聞いている。現状どのように把握しているか。

【事務局】今回のアンケート調査は、市ホームページで市内外の介護保険サービス事業者を対象に実施しました。市内は１０８事業所あり、１００事業所から回答を得ています。回答率は９２．６％となっております。

介護保険施設への入所・入居は、本人の状態等を勘案し、メディカルソーシャルワーカーやケアマネジャーなど専門家の視点で判断し、施設を決める手順を踏みます。その際、本当に入所・入居が必要かどうかを見極めることが重要です。

よって、本人や家族の希望のみでは難しいケースもあるかと考えます。

市内の特別養護老人ホームやグループホームの待機者数は市内事業者へ照会し把握しており、どちらも一定数の待機者はいるものの、緊急性が高い方は少数であることがわかっております。

【委 員】特別養護老人ホームやグループホーム、老人保健施設等は、利用者を受け入れるには相応数の職員が必要です。職員の質や数にもよりますが、職員数は利用者の受けられる数にも関係してきます。職員１人を育て、一人前にするには時間がかかります。

基盤整備により施設数を増やすことも一つの施策ですが、今いる職員の質の向上や教育をレベルアップすることで、既存の施設の質も向上するものと考えます。

【委員】＜報告５について＞

国で示された「新基本指針」の中に「就労的活動支援コーディネーター」という表記があるが、その内容と恵庭市としての施策イメージがあれば教えてほしい。

【事務局】「就労的活動支援コーディネーター」は第８期事業計画から新たに基本指針で示されたもので、地域支援事業のうち包括的支援事業に位置付けられます。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものです。

役割がある中での高齢者の社会参加等を促進する観点から、新たに就労的活動をコーディネートするための人材を配置することが推進されています。

具体的には、就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートする人材の配置を推進することとなっております。

恵庭市の施策としては、現段階では未定ですが、近隣市や北海道とも連携して検討を進めていきます。

（５）閉会

【部会長】その他、ご意見・質疑がなければ事務局より連絡事項はありますか。

【事務局】次回の専門部会は、１０月頃を予定しております。

時期が近づきましたら日程等についてお知らせいたします。

【部会長】それでは、以上をもって閉会とします。